

労務トピックス

Labor topic

2026年4月スタート 在職老齢年金制度が改正!

2026年4月から在職老齢年金制度が見直され、年金が減額される収入基準が51万円から65万円へ引き上げられます。これにより年金の減額を気にせずこれまで以上に働きやすい仕組みとなります!

example

基本月額（老齢厚生年金額）が10万円
総報酬月額相当額（賃金）が46万円
（標準報酬月額36万円、標準賞与額120万円）【月額10万円】

Q&A 在職老齢年金とは？

60歳以降に「年金をもらいながら働いている人」が、お給料が多い場合に、年金が減らされる仕組みのことです

**CHECK
&
POINT**

2026年3月まで

基準額 51万円

※
老齢基礎年金賃金 46万円
(ボーナスを含む年収の12分の1)老齢厚生年金
7万5千円停止
基準を超えた
5万円の半額
2万5千円が
支給停止

2026年4月から

新基準額 65万円

※
老齢基礎年金賃金 46万円
(ボーナスを含む年収の12分の1)さらに賃金が
9万円増えても
年金の減額なし本来の
老齢厚生年金
10万円

老齢厚生年金が全額支給できるようになります

改正前の年金支給額

基本月額と総報酬月額相当額（賃金）の合計額が51万円を超えますので、年金の一部が支給停止されます。

年金支給額

 $10万円 - (10万円 + 46万円 - 51万円) \div 2 = 7.5万円$

2.5万円が支給停止

改正後の年金支給額

基本月額と総報酬月額相当額（賃金）の合計額が65万円を超えませんが、年金は全額支給されます。

年金支給額=10万円（全額支給）

※老齢基礎年金は調整の対象になりません

働き続けることを希望する高齢者の方の活躍を後押しし
より働きやすい仕組みとすることが今回の見直しの趣旨です。



お客様をつなぐ場

弊社HPでつながります！お客様同士が自由に閲覧して必要な方に必要な情報をお届けできるページです！ぜひ、ご活用ください♪

←ココです！



うなかわ 税理士 社労士 事務所

〒359-0023

埼玉県所沢市東所沢和田2丁目23-5-202

TEL: 04-2941-2039/FAX: 04-2941-2040

